

## UJS Language Institute 学生納付金等返納規程

この規程は、UJS Language Institute が入学を許可した者において、納付金の返納に関する事項を定めたものである。

納付金の返納は、学生本人もしくは経費支弁者、または仲介機関である留学センターに対して行われる。それにかかる収入印紙代や銀行振込手数料は、受取人の負担とする。

### 在留資格「留学」

〈在留資格認定申請書類提出後の取下げ〉

選考料は返金しない。

〈「在留資格認定証明書」の交付後、納付金の支払い前の辞退〉

選考料は返金しない。

〈「在留資格認定証明書」の交付と学納金納付後、在外公館で査証申請する前の辞退〉

選考料と入学金は返金しない。それ以外の納付金は返金する。但し、「在留資格認定証明書」と「入学許可書」を返納しなければならない。

〈「在留資格認定証明書」の交付と学納金納付後、在外公館で査証が不許可となった場合〉

選考料と入学金は返金しない。それ以外の納付金は返金する。但し、「パスポートの写真のページと不許可理由印のページ」を含む全ページ全面の写しを提出した上で、「入学許可書」を返納しなければならない。

〈「在留資格認定証明書」の交付と学納金納付、在外公館で査証発給後、日本入国前の辞退〉

選考料と入学金は返金しない。それ以外の納付金は返金する。但し、日本に入国していないことを証明するとともに、「入学許可書」を返納しなければならない。

〈日本に入国後、入学前の辞退〉

選考料と入学金は返金しない。それ以外の納付金は返金する。但し、「在留資格認定証明書交付申請」に記載された入学年月日より前に帰国したこと、「在留カード」が無効であることの証明、「入学許可書」の返納をしなければならない。返金額については、銀行振込手数料の他に事務手数料として 15,000 円を差し引いた残りの納付金を返金する。事務手数料は、手続きに係る庶務やクラス編成などの費用と人件費である。

〈来日が遅れる、入学を延期する場合〉

出入国在留管理局に申請し認定された入学年月日が開講日であるため返金しない。

〈入学後の退学、除籍〉

あらゆる場合において、出入国在留管理局に申請し認定された入学日から 6 ヶ月の授業料は返金しない。また、加入済みの留学生保険、その他納付金の経過期間分は返金しない。

留学以外の中長期在留資格に変更申請した場合は、出入国在留管理局から在留資格が得られた日により決定する。その日を含む学期の授業料は返金しない。また、在留資格が得られるまでは在留資格は「留学」であるので、通学しなければならない。

帰国する場合においても帰国日で決定する。帰国日を含む学期の授業料は返金しない。返金は、パスポートの写真のページと出国印のページの写しを提出するとともに、「在留カード」が無効であることを証明した後、なされる。

いずれも、文書による届出をしなければならない。

〈日本の法律もしくは校則に違反した場合の退学、除籍〉

納付金は返金しない。

〈不可抗力による天災、事故、交通機関のストライキ、感染症等による授業の中止、または休校〉

免責とし、納付金は返金しない。

### **在留資格「短期滞在」**

〈来日前で、授業開始前 3 週間以内の辞退〉

「入学許可書」を返納した後、授業料の 80%を返金する。

〈入学後の退学〉

納付金は返金しない。教科書を返納する場合は、購入から 8 日以内で未使用無傷に限り返金する。

### **在留資格「留学、短期滞在」以外**

〈授業開始 3 週間以内の辞退〉

授業料の 80%を返金する。

〈入学後の退学〉

納付金は返金しない。教科書を返納する場合は、購入から8日以内で未使用無傷に限り返金する。

〈学校による入学拒否、クラス設置の変更〉

納付金の経過期間分は返金しない。

附則：本規程は、昭和62年4月1日から施行する。

全面改訂 令和3年4月1日から施行する。